

新規高等学校卒業予定者の応募・推薦に関する申し合わせについて

青森県高等学校就職問題検討会議において、高等学校卒業予定者の応募・推薦について下記のとおり申し合わせる。

記

1. 応募・推薦について

令和7年度については、9月末までは1人1社制の応募・推薦とし、10月1日以降は1人2社までの応募・推薦を認める。

ただし、青森県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の実情に応募・推薦の申し合わせを適用する。

2. 複数応募・推薦に伴う取扱いについて

(1) 求人票への明記について

企業は、内定辞退により円滑な採用活動に支障が生じる等、特別の事情があるため専願者のみの応募を希望する場合は、求人票の選考「複数応募」欄に10月1日以降の応募・推薦に際し、複数応募の可・否について明記する。

(2) 応募等について

- ① 選考試験を受け9月30日までに採用内定通知がない場合は、10月1日以降、上記1の範囲で応募・推薦ができる。
- ② 併願応募の場合は、その旨を企業に対し伝えることとする。
- ③ 複数の都道府県の企業に応募する場合は、応募数が最も少ない都道府県の申し合わせによるものとする。

(3) 公務員試験との併願について

公務員試験を受験し、9月30日までに試験結果が出ていない場合、企業との了解を得た場合に限り10月1日以降1人1社の応募・推薦を認める。

(4) 選考結果の通知について

企業は、選考結果については1週間以内を目途とし、応募者が多数でや

むを得ない場合であっても10日以内に高等学校を經由し生徒に通知する。

(5) 採用内定に対する通知等について

生徒は、内定通知を受けた日から1週間以内に高等学校を經由し、企業に対し承諾又は辞退の意思表示を通知する。

- ① 承諾した場合は、特別の事情等がない限り内定は辞退しない。
- ② 公務員試験との併願の場合は、試験の結果後にすみやかに意思表示を通知する。

3. 公正な採用選考について

企業は、生徒の職業選択及び均等な応募・選考機会の確保のため、次の事項に留意する。

- (1) 応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考に努める。
- (2) 採用選考に当たり、本人に責任のない事項、本来自由であるべき事項等で就職差別につながるおそれのある事項に留意する。

4. 採用内定取消し等の防止について

- (1) 事業主は、採用内定を取り消さないものとする。
- (2) 事業主は、採用内定取消を防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずるものとする。

なお、採用内定の時点で労働契約が成立したと見られる場合には、採用内定取消しは労働契約の解除に相当し、解雇の場合と同様、合理的理由がない場合には取消しが無効とされることについて事業主は十分に留意するものとする。

- (3) 事業主は、やむを得ない事情によりどうしても採用内定取消し又は入職時期繰下げを検討しなければならない場合には、あらかじめ公共職業安定所及び高等学校に通知するとともに、公共職業安定所の指導を尊重するものとする。この場合、解雇予告について定めた労働基準法第20条及び休業手当について定めた同法第26条等関係法令に抵触することのないよう十分留意するものとする。

なお、事業主は、採用内定取消しの対象となった学生・生徒の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、採用内定取消し又は入職時期繰

下げを受けた学生・生徒からの補償等の要求には誠意を持って対応するものとする。

令和7年4月18日

青森県高等学校就職問題検討会議

青 森 県 商 工 会 議 所 連 合 会
青 森 県 商 工 会 連 合 会
青 森 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会
一 般 社 団 法 人 青 森 県 経 営 者 協 会
青 森 経 済 同 友 会
青 森 県 雇 用 対 策 協 議 会
一 般 社 団 法 人 青 森 県 工 業 会
独 立 行 政 法 人 高 齢 ・ 障 害 ・ 求 職 者 雇 用 支 援 機 構 青 森 支 部
青 森 職 業 能 力 開 発 促 進 セ ン タ ー
青 森 県 若 年 者 就 職 支 援 セ ン タ ー
青 森 県 P T A 連 合 会
青 森 県 高 等 学 校 P T A 連 合 会
青 森 県 私 立 中 学 高 等 学 校 長 協 会
青 森 県 中 学 校 長 会
青 森 県 高 等 学 校 長 協 会
青 森 県
青 森 県 教 育 委 員 会
青 森 労 働 局